

(健Ⅱ344F)
令和2年11月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、令和2年11月13日付「医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について」（健Ⅱ338F）をもって、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の方々に発熱等の症状を呈している方々に対する検査の実施のための積極的な対応について、ご連絡申し上げました。

最近の感染者数の増加を踏まえ、今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添のとおり再周知の事務連絡がなされましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年11月16日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数について、その増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で約2倍近くとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、医療機関、高齢者施設等の入院・入所者は、重症化リスクが高いことから、施設内感染対策の強化が重要となります。

こうした観点から、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いいたします。また、重症化リスクが高い入院・入所者の方々に加え、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくよう、お願いいたします。

貴職におかれては、管内の医療機関、高齢者施設等に周知いただくとともに、医療機関、高齢者施設等から相談があれば、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

(参考)

- 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>